

地方独立行政法人大阪市立工業研究所における公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

平成27年1月1日
理事長

地方独立行政法人大阪市立工業研究所は、工業に関する科学研究を行うとともに、その研究成果に基づいて企業に対する技術支援を行うことをミッションとする公設研究機関です。研究業務の遂行にあたり、本法人及びその構成員が高い倫理観と良識を持って自立的に責務を果たすことは「地方独立行政法人大阪市立工業研究所倫理綱領」に定めるところであり、また、公正な職務執行の確保については「地方独立行政法人大阪市立工業研究所公正な職務執行確保のための内部統制の体制に関する規程」を定め、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

本法人の研究業務には、国等の外部機関から競争的資金等の配分を受けて実施するものもあり、効率的、効果的かつ適正な業務運営が求められています。そのため、本法人は、公的研究費の不正使用の根絶に向けて、適正な管理と執行を確保するとともに、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を定めます。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確にし、これを法人内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限及び事務処理手続のルールを明確化するとともに、公的研究費に係る全ての構成員に対して、不正防止対策の意識の向上を図るコンプライアンス教育を実践し、抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因を把握し、これに対応する具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある不正防止対策を継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うために、第三者による実効性のあるチェックが有効に機能するシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を実施する。
5. 法人の不正防止対策に対する考え方や方針、関連規程類を、法人外部に積極的に情報発信する。
6. 不正発生防止のため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、継続的に実施する。また、不正が発生する要因の分析を基に、法人全体の視点に立った内部監査制度を整備し、実施する。